

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「総合設備工事業者として常に新しい価値の創造に挑戦し、より良い地球環境の実現と社会の発展に貢献する。」を経営理念に掲げ、株主、顧客、取引先、従業員、地域社会等、すべてのステークホルダーの皆様からの信頼に応えて、効率的な経営を持続していくために、コーポレートガバナンスの継続的な充実に取り組んでまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役会は、豊富な知識・経験・能力を備える多様性に富んだメンバーで構成されております。

事業環境や社会情勢の変化に柔軟に対応できるよう、多様性を重視し、国際性、ジェンダー面についても継続した検討を行なうとともに、適任者がいれば、社外取締役を含め登用を図ってまいります。

なお、当社は女性役員として監査役1名を選任し、当該監査役は取締役会に出席しています。当社は今後も取締役会において多様性の確保を図ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

・当社は、2015年12月、コーポレートガバナンス・コードにおける「特定の事項を開示すべきとする原則」を含めた各原則に対し、当社の取組み状況や取組み方針をまとめた「ダイダンコーポレートガバナンス指針（以下、指針）」を制定し、運用しています。

・指針は、当社ウェブサイトに公表しております。

URL: https://www.daidan.co.jp/company/corporate_governance/corporate_governance_guideline.pdf

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

指針の第7条「政策保有株式」をご参照ください。

当社では、以下の項目を基準として定め、保有意義を検証しております。

① 良好な取引関係の維持と強化が期待できること

② ①に該当しない場合、経済合理性があること（ROE10%以上又はエクイティ・スプレッドの値がプラスであること）

昨年度は、2019年7月～9月を検証期間とし、2019年10月に取締役会に諮りました。その結果、一部保有株式が縮減対象となりました。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

指針の第6条「株主の利益に反する取引の防止」をご参照ください。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社の企業年金基金には、適切な資質を持った人材を配置するとともに、3ヶ月に1回、各運用機関と面談し、年金資産の運用状況を定期的にモニタリングしています。

【原則3-1(i) 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画及び(ii)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針】

指針の第1条「目的およびコーポレートガバナンスの基本的な考え方」をご参照ください。

また、中期経営計画を策定し、当社ウェブサイトに公表しております。

URL: https://www.daidan.co.jp/news/up_pdf/20180425_3.pdf

【原則3-1(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続】

指針の第15条「取締役の報酬」をご参照ください。

【原則3-1(iv) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続】

指針の第11条「取締役」及び第13条「監査役」をご参照ください。

【原則3-1(v) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

取締役および監査役の選任・指名については、株主総会招集通知の参考書類をご参照ください。

【補充原則4-1① 経営陣に対する委任の範囲】

指針の第9条「取締役会の役割・責務」をご参照ください。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

指針の第12条「社外取締役」及び（別添資料）「社外取締役の独立性判断基準」をご参照ください。

【補充原則4-11① 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

指針の第8条「取締役会の体制」をご参照ください。

[補充原則4-11② 取締役及び監査役の兼任状況]

指針の第11条「取締役」及び第13条「監査役」をご参照ください。

なお、取締役、監査役並びにそれらの候補者の重要な兼職の状況につきましては、事業報告、有価証券報告書、株主総会招集通知の参考書類において、開示を行っております。

[補充原則4-11③ 取締役会全体の実効性についての分析・評価及びその結果の概要]

指針の第17条「取締役会評価」をご参照ください。

前年度は、2019年7月から2019年12月を対象期間として、2020年1月に実施いたしました結果、有効に機能していると認められました。

[補充原則4-14② 取締役・監査役に対するトレーニングの方針]

指針の第16条「トレーニング」をご参照ください。

当社は、取締役および執行役員が新たに就任する際、その役割や義務・責任の理解及び企業法務面の知識装備を目的とした、専門家による研修会に参加しています。

就任後は取締役及び執行役員を対象として、社外専門家による独占禁止法、会社法、コーポレートガバナンス等に関するセミナーや、社外有識者等による社会・経済情勢や経営に関する有用な情報等に関するセミナーを実施しています。

また、法改正等の社会的要求や取締役、執行役員からの要望を踏まえ、個別に必要とするトレーニング機会の提供、斡旋及び費用の支援を行っています。

監査役については、適宜、外部講習会・交流会等に参加し、必要な知識の習得および役割と責務の理解促進に努めています。

また、独立社外取締役および独立社外監査役が新たに就任する際は、当社の経営理念・経営方針、事業・財務・組織を含めた概況及びコーポレートガバナンスに関する事項の説明を行い、必要に応じて研究開発施設を含む主要拠点等の視察を実施しています。

[原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針]

指針の第19条「株主等との対話」をご参照ください。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
東京大元持株会	1,064,294	4.87
株式会社三菱東京UFJ銀行	973,894	4.46
大阪大元持株会	755,468	3.46
有楽橋ビル株式会社	738,050	3.38
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	721,600	3.30
ダイダン従業員持株会	720,066	3.30
三信株式会社	559,273	2.56
名古屋大元持株会	538,032	2.46
株式会社みずほ銀行(常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	479,748	2.19
株式会社三井住友銀行	477,253	2.18

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
吉田 宏	他の会社の出身者											
松原 文雄	弁護士								△			
河野 浩二	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
吉田 宏	○	----	吉田宏氏は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有するとともに、経営の監督機能強化に尽力し、当社の経営に対する積極的な意見及び提言を行ってきた実績を踏まえ、当社の持続的な成長と企業価値の向上の実現のために適任であると判断したためであります。 また、同氏は東京証券取引所が定める「上場管理等に関するガイドライン」に規定する独立性判断基準、及び当社が制定している「社外取締役の独立性判断基準」を満たし、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されるため、独立役員として指定しています。

松原 文雄	○	松原文雄氏は、平成26年6月1日から平成27年5月31日まで当社との間で顧問契約を締結しておりましたが、当該契約の内容は一般的な法律に関する助言等が主たるものでありました。当該契約に係る報酬額につきましては、当社の定める「社外取締役の独立性判断基準」における金額を下回っており、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略しております。	松原文雄氏は、行政官としての豊富な経験と、建設産業に対する高い見識及び弁護士活動を通じた幅広い知見から、経営の監督機能強化に尽力し、当社経営に対する積極的な意見及び提言を行ってきた実績を踏まえ、当社の持続的な成長と企業価値の向上の実現のために適任であると判断したためであります。なお、同氏は過去に社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しています。また、同氏は東京証券取引所が定める「上場管理等に関するガイドライン」に規定する独立性判断基準、及び当社が制定している「社外取締役の独立性判断基準」を満たし、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されるため、独立役員として指定しています。
河野 浩二	○	----	河野浩二氏は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有するとともに、社外監査役の立場で経営の監督機能強化に尽力し、当社の経営に対する積極的な意見及び提言を行ってきた実績を踏まえ、当社の持続的な成長と企業価値の向上の実現のために適任であり、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しています。同氏は東京証券取引所が定める「上場管理等に関するガイドライン」に規定する独立性判断基準に抵触せず、また当社が制定している「社外取締役の独立性判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されるため、独立役員として指定しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	独立役員会議	5	0	0	3	0	2	なし
報酬委員会に相当する任意の委員会	独立役員会議	5	0	0	3	0	2	なし

補足説明

当社の社外取締役・社外監査役で構成される独立役員会議は、指名委員会及び報酬委員会の双方の機能を担っており、代表取締役の選定・解職、取締役の報酬について関与・助言を行っております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人が行う監査に立ち会うなど、適宜、情報交換・意見交換を実施し、会計監査人の監査方法および結果について、逐次把握するよう務めております。

監査役は、適時、内部監査室が行う監査に立ち会うとともに、内部監査室と監査方針、監査スケジュール、監査結果等につき、情報交換、意見交換を実施し、内部監査室の監査方法および結果について把握するなど、緊密に連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
滝谷 政春	他の会社の出身者													
佐藤 郁美	弁護士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 d 上場会社の親会社の監査役
 e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
 m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
滝谷 政春	○	----	滝谷政春氏は、長年にわたる金融機関での豊富な経験と会社役員としての幅広い見識を、社外監査役として当社の監査体制の強化に活かしていただけると判断し、社外監査役として選任しております。 また、同氏は東京証券取引所が定める「上場管理等に関するガイドライン」の事由には該当しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されるため、独立役員として指定しています。
佐藤 郁美	○	----	佐藤郁美氏は、弁護士としての豊富な経験と特に知的財産法、独占禁止法に関して、高い見識を有しており、社外監査役として当社の監査体制の強化に活かしていただけると判断しています。 なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しています。同氏は東京証券取引所が定める「上場管理等に関するガイドライン」に規定する独立性判断基準に抵触せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されるため、独立役員として指定しています。

[独立役員関係]

独立役員の人数	5名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、2015年12月、「社外取締役の独立性判断基準」を制定しました。
当基準につきましては「ダイダコーポレートガバナンス指針」の別添資料をご参照ください。
URL: https://www.daidan.co.jp/company/corporate_governance/corporate_governance_guideline.pdf

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の取締役の報酬は、基本報酬（固定報酬）、賞与及び業績連動型株式報酬（役員報酬BIP信託）の3つで構成しています。
賞与は、会社業績配分と個人実績配分の合計とし、取締役の役職ごとに各々配分の比率を定めております。支給額は会社業績部分については営業利益、個人業績部分については評価をもとに決定しております。
業績連動型株式報酬制度は、当社グループの役員の報酬と当社業績及び株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績ならびに企業価値の向上への貢献意識を高めることを目的として、2019年6月25日開催の第90回定時株主総会より導入しました。
本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得・給付される業績連動型の株式報酬制度であります。
業績連動型株式報酬の業績評価指標は、営業利益等を採用しております。なお、付与対象者は当社の取締役（社外取締役及び国内非居住者を除く）及び執行役員であります。

※社外取締役は客観的立場から当社の経営に対して監督及び助言を行うという役割を担うことから、社外取締役及び監査役には、それぞれ基本報酬のみを支給します。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	株式報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	449	313	122	13	8
社外取締役	41	41	—	—	3
監査役 (社外監査役を除く)	28	28	—	—	2
社外監査役	30	30	—	—	3

(注)

- 上記の株式報酬の額は、役員報酬BIP信託のもとで当事業年度において株式給付引当金繰入額として計上した額であります。
- 役員報酬BIP信託は、第64回定時株主総会決議による取締役の報酬限度額700百万円とは別枠であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬制度は、当社グループ経営の目的を実現するためのインセンティブプランであり、以下を基本方針としております。

- 会社業績との連動性が高く、かつ透明性・客観性が高いものであること
- 中長期的な業績の向上と企業価値増大への貢献意識を高めるものであること
- 株主との利益意識の共有や株主重視の経営意識を高めることを主眼としたものであること

基本方針のもと、取締役の基本報酬は、各取締役の役職に応じた報酬及び業務執行にかかる役割に応じた報酬の合計で構成され、賞与及び株式報酬は、経営成績に応じた業績連動型の報酬であります。それぞれ独立役員会議の客観的な関与や助言のもとに、取締役会にて決定しております。

監査役の基本報酬は、監査役の協議によってその報酬を決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役については、取締役会の資料を業務本部が事前に配付し、必要に応じて事前説明を行うほか、適宜情報提供を行うなどのサポートを実施しております。
社外監査役を含む各監査役は、自らの職務の執行状況を監査役会に随時報告を行い、監査役会において情報を共有する体制を採っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等					
氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
太田 隆	特別顧問	当社経営陣に対する助言等	[勤務形態] 非常勤 [報酬] 有	2020/3/31	あり
元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数			1 名		
その他の事項					

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、監査役制度を採用し、以下のような経営組織を有効に機能させております。

1. 取締役会
取締役会は、取締役9名(うち社外取締役3名)で構成され、毎月1回、その他必要に応じて開催し、経営審議会での審議事項を含め経営に関わる重要事項の決定を行うと同時に、業務の執行状況に関する監督を行っております。なお、当社の取締役は12名以内とする旨定款に定めております。
2. 監査役会
監査役会は、監査役4名(うち社外監査役2名)で構成され、議長は互選した常勤監査役(社外)が務めております。監査役会は、原則として月1回、その他必要に応じて開催し、監査方針、監査の分担及び監査計画等、監査に関する重要な事項を決議するとともに、監査に関する必要な事項の協議を行っております。
3. 経営審議会
経営審議会は、必要に応じて開催し、代表取締役と取締役会において選任された取締役、執行役員より構成され、当社及びグループ会社の経営方針、経営戦略及び経営全般にわたる重要事項について審議のうえ決定あるいは意思決定に対する助言を協議し、必要に応じて取締役会に上程しております。
4. 執行役員会
執行役員会は、原則として3カ月に1回開催し、執行役員の業務執行状況の確認および協議や検討を主題とするほか、取り上げられたテーマについて執行役員が説明・報告し、新たな問題点や課題について討議・検討を行っております。
5. 支店長会議
支店長会議は、全社的業務執行の統一を図るために原則として月1回開催しています。取締役会決議事項の伝達や経営方針や施策の説明を行うと同時に、各事業部や事業所における業務遂行状況の確認及び諸問題を討議し、すみやかな解決を図っております。
6. 内部監査
内部監査体制については、社長直轄の内部監査室を設置し、当社及びグループ会社の財産及び業務運営の状況について適正性と効率性の観点から監査を実施するとともに、当社の財務報告に係る内部統制システムの有効性について検証及び評価を行っております。また、監査役及び会計監査人とは、内部監査室が行う監査の検証等、情報交換、意見交換の連携を図り、効率的な内部監査の実施に努めております。なお、監査の結果は、社長及び取締役会に報告されています。
7. 会計監査人
平成31年3月期における会計監査は、会計監査人として選任している「有限責任 あずさ監査法人」から、一般に公正妥当と認められる監査の基準に基づく適正な監査を受けております。
業務を執行した公認会計士は、同監査法人に所属する寺田昭仁氏(継続監査年数5年)、高尾英明氏(継続監査年数6年)です。
また、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士4名、その他7名であります。
8. その他
当社と社外取締役および監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき当社定款第28条第2項および第36条第2項に定めた、同法第423条第1項の損害賠償を限定する契約(責任限定契約)を締結しております。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役又は監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低限度額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営の意思決定・監督機能と業務執行の機能を分離し、迅速かつ的確な意思決定と業務執行を行い、適正で効率的な経営を確保しております。

当社は、従来以上に幅広い視点から、取締役会における議論をさらに活性化させ、併せて経営の監視機能を高めるため、豊富な経験と幅広い見識を持つ社外取締役3名を選任しております。

社外取締役は、高い見識に基づき当社の持続的な成長、企業価値の向上を図る観点から、有効な助言を行うなどその役割を果たしております。

また、社外監査役を含む監査役は、監査・往査の実施とともに取締役会では客観的な視点に基づく質問や意見表明など経営の監視を行っております。

社外取締役と監査役は、定期的に情報・意見交換を行うほか、独立役員のみで構成される独立役員会議を開催し取締役会運営等の議論を行い、実効的なコーポレート・ガバナンスの実現に努めており、現行の取締役会、監査役体制でコーポレート・ガバナンスが十分に機能する体制であると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	電磁的方法による議決権行使を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	当社および東京証券取引所のWebサイトに株主総会開催日の約3週間前に掲載しております。
その他	株主の皆様への早期情報開示の観点から、招集通知(和文・英文)を発送の1営業日前に当社Webサイトに掲載しております。同時に事業報告・計算書類の内容報告をWebサイトにて動画配信することにより、株主様に視聴いただき、理解を促すようつとめております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト向けの説明会を、年2回、決算発表後に定期的に開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書及び四半期報告書(EDINET)、事業報告書(株主通信)、業績の推移を当社Webサイトに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当役員を指定するとともに、経営企画室がIRに関する業務を担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	株主、従業員、顧客、地域社会等のステークホルダーとの関係において、役員及び従業員が社会的並びに道義的責任を果たすことはもとより、法令等を遵守することを規定した社内規程を整備しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	CSRの精神を経営理念、経営方針に掲げ、全役職員がその趣旨を理解し取り組んでおります。環境保全活動につきましては、国内全事業所においてISO14001の一括認証を取得し、環境保全に関する技術開発提案、施工現場における投入資材及び廃棄物の削減等に取り組んでおります。そしてCSR活動を中心に、財務・非財務情報を盛り込んだ「ダイダニレポート」ならびにWebサイト等を通じて活動の具体的内容についてお知らせしております。
その他	現状、当社は女性役員として監査役1名を選任しています。今後も、当社の取締役、監査役に相応な女性の人材がいれば、候補者として選任することを検討してまいります。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 基本方針

当社は、コンプライアンスの徹底を図るため、取締役が法令及び定款に基づき職務の執行を行うとともに、業務が適正に遂行されることを確保するために、社内規程の整備をはじめとした体制の構築を行います。又、効率的で適法な体制とするために、適時見直しを行うことによりその改善を図ります。

2. 整備状況

(1) 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・「企業倫理規程」において役職員一人ひとりが遵守すべき行動の原則、行動基準を規定し、その内容を記したカードを全役職員に携帯させ、コンプライアンスの周知徹底を図ります。

・コンプライアンスの理解と定着のために、定期的な社内広報、社内研修を行います。

・コンプライアンス違反に関する内部通報・相談窓口を設置し、報告、通報を受けた場合は、通報者の地位を確保するとともに、コンプライアンス委員会を開催し、通報内容に対し適切に対処します。

・独占禁止法その他の関係法令等を遵守した事業活動の徹底を図るため、コンプライアンス対策室を設置します。

(ア) コンプライアンス対策室は、本部、事業所から独立した会長直轄の組織とし、コンプライアンス委員会と連携しながら、コンプライアンス体制の強化と再発防止策等の推進のための企画、立案、実施を行います。

なお、実施した施策が有効に機能しているかの確認はコンプライアンス対策室が行います。

(イ) コンプライアンス対策室が行う企画、立案については、内容に応じ経営審議会で審議のうえ取締役会の決定により全社展開を実施します。

・外部専門家から構成される法令遵守支援委員会を設置します。

法令遵守支援委員会は、コンプライアンス対策室と密接な連携をとり、コンプライアンス対策室が実施する再発防止策や法令遵守のための啓発活動に対する専門的な支援を行います。

・内部監査部門による監査を定期的に実施し、社内規程に沿って業務が行われていない場合は是正を行います。

・コンプライアンスに違反する事態が生じた場合には、就業規則に則り、厳格に処分します。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書管理規程」に基づき適切に保存及び管理します。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

企業経営に大きな影響を与える可能性のあるリスクの管理について、「リスクマネジメント規程」に基づき、損失を未然に防止し、又は最小限に抑え、再発防止に努めます。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・取締役及び使用人の職務並びに業務分掌を、「職務権限規程」、「組織ならびに業務分掌規程」によって明確にし、適切に業務を行うとともに、重要な経営情報を速やかに取締役会に付議、報告します。

・社長直轄の内部監査室が、会社の財産及び業務の遂行状況について適正性及び効率性の観点から監査を実施するとともに、会社の内部統制の有効性についても検証及び評価を行い、その結果を社長及び取締役会に報告します。

(5) 次に掲げる体制その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

・当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

上記の体制については以下のとおりとする。

・当社は、経営理念の実現のため、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努めます。

・「関係会社管理規程」及び「ダイダングループ業務管理規程」において、子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への定期的な報告、当社取締役会での承認及び子会社の損失の危険の管理等、当社と子会社間の業務上の取扱事項を定め、必要な管理を行います。

・内部監査室が、子会社の財産並びに子会社の取締役及び使用人の職務の執行状況について、法令及び定款への適合状況、並びに効率性の観点から監査を実施し、その結果を当社の社長及び取締役会に報告するとともに、是正を行います。

・「ダイダングループ業務管理規程」において、子会社の経営の自主性を尊重するとともに、その経営改善に対して積極的に協力又は指導します。

(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、必要な人員を配置します。

(7) 前号の使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項

前号により監査役の職務を補助すべき者として配置された使用人の人事異動、人事評価については、監査役の事前の同意を得るものとします。

(8) 当社の監査役の職務の執行を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき者として配置された使用人は、監査役の指揮命令に従うものとします。

(9) 次に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

・当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

・当社の子会社の取締役、監査役その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

上記の体制については以下のとおりとする。

・取締役及び使用人は、子会社を含む当社グループ会社の業績に著しい影響を及ぼす事項、内部監査部門による監査の実施状況を、すみやかに監査役へ報告します。

・取締役会をはじめとする重要会議の決議事項及び報告事項については、監査役会で内容の検証が行えるよう、事前の資料提示に努めます。

(10) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
監査役への報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないものとします。

(11) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役の職務の遂行上必要と認められる費用は、会社予算を計上するとともに、緊急・臨時に支出した費用は、会社に償還を請求することができるものとします。

(12) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・監査役は、取締役会その他重要会議に出席し、意思決定の過程及び業務の執行状況を監視する体制を確保します。
・監査役は、代表取締役、監査法人と定期的に会合し、監査上の重要課題について意見交換を行います。
・監査役は、内部監査部門と連携を図り、効率的な監査を行います。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 基本方針

当社は、反社会的勢力に対して断固たる行動をとり、一切の関係を持たないことを基本方針としています。

2. 整備状況

- ・「企業倫理規程」に行動基準として上記基本方針を明記し、役職員に、研修などを通じて、その遵守の徹底を図ります。
- ・工事下請負基本契約書に、暴力団などの反社会的勢力の実質的な関与があると認められる場合は契約を解除できる旨を記載し、工事施工段階における反社会的勢力の排除を徹底します。
- ・警察が主催する連絡会等に参加するなど、平素より外部の専門機関と連携を深め、反社会的勢力に関する情報を収集しています。
- ・万一、企業対象暴力による被害が発生した場合の報告体制や対策本部の設置等について「リスクマネジメント規程」に定めております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

買収防衛策の導入・運用については、その必要性・合理性を十分に検討し、適正な手続きを確保するとともに、株主に対し十分な説明を行います。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

＜適時開示体制の概要＞

当社は金融商品取引法、関連法規および証券取引所の諸規則を遵守し、正確な情報開示を確実に実行できるよう社内体制の充実に努めております。

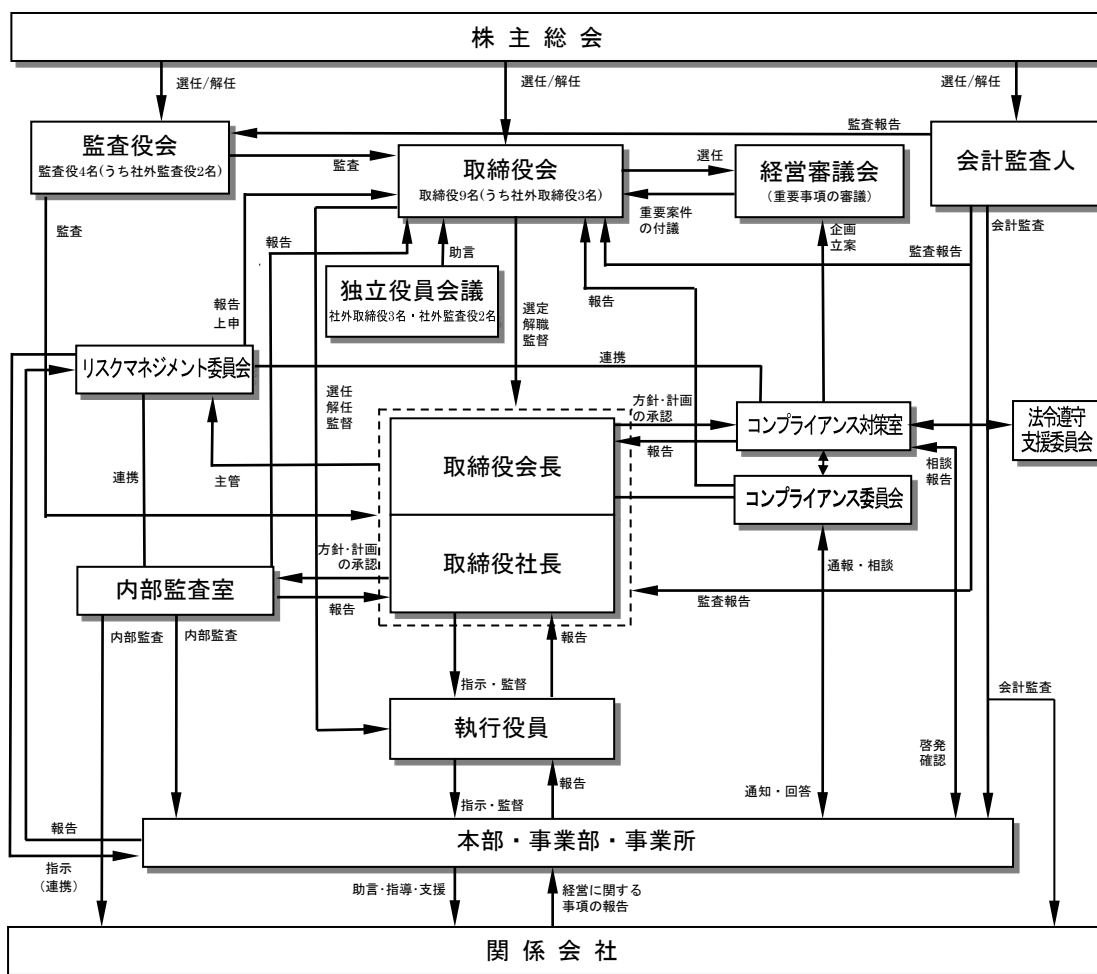
決算事項は、開示担当部門で財務諸表を作成の上、情報取扱責任者を経て代表取締役へ報告し、取締役会の決定後速やかに開示しております。

その他の機関決定が必要な事実、開示担当部門が内容を確認の上、情報取扱責任者を経て代表取締役へ報告し、会社規程に基づいた決裁手続きを経て速やかに開示しております。

災害・事故等の発生事実は、開示担当部門で内容を確認の上、情報取扱責任者を経て代表取締役へ報告し、開示が必要な場合は代表取締役の承認を得て速やかに開示しております。

なお、開示情報の内容および開示時期の適切性については、開示担当部門において確認を行っております。また、必要に応じて会計監査人や弁護士等の外部機関とも連携し、迅速な情報収集と正確な情報判断に努めるとともに、適時助言や指導を受けております。

【模式図】



【適時開示体制概要図】

